

令和7年度 第2回松伏町国民健康保険運営協議会

国民健康保険税の税率改定について

松伏町 住民ほけん課
令和7年12月18日

これまでの経緯

国民健康保険の制度改革に伴い、平成30年から埼玉県と市町村が共同で国保運営を行っている。県では、法定外繰入れの着実な解消や保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進を図るため、国保運営方針を策定した。

県運営方針では、令和9年度から準統一することができるよう取り組み、準統一を実現するため法定外一般会計繰入金等を令和8年度までに解消することとしている。

松伏町では、平成28年度の改定以後、基金を活用しながら税率改定を行わずに運営してきた。そこで、現在の税率で令和9年度までの町国保運営が可能かどうか検証したところ、現在ある基金を活用しても令和8年度には財源不足が生じる推計となつたため、令和6年度運営協議会において、令和7年度から段階的な見直しが必要であるとの結論となつたことから、令和7年度に均等割額を1万円引き上げる改定とした。

令和8年度の改定については、今後の納付金、医療費の推計や令和8年度からの子ども・子育て支援金の詳細が定まった後、改めて令和7年度に協議することが必要との認識となつた。

前回（令和7年度第1回）の運営協議会においては、令和6年度決算を踏まえた財政状況や令和7年度の近隣市町の保険税率等について資料提供し、今後のスケジュールについて協議した。その結果、令和7年11月中旬に納付金と標準保険税率の秋の試算が埼玉県から提示され、それを基に子ども子育て支援金分のみ改定した場合や標準保険税率まで引き上げた場合などいくつかシミュレーションしたものを提示した上で、令和8年度の税率について協議いただくこととなつた。

1 令和8年度市町村標準保険税率

令和8年度市町村標準保険税率

- 令和8年度の納付金と標準保険税率算定結果が秋の試算（仮算定）として埼玉県から示された。実際の令和8年度の納付金と標準保険税率算定結果は1月下旬の本算定で確定する。

	医療分		支援分		介護分		こども分		計	
	所得割 (%)	均等割 (円)								
R8	8.19	49,764	2.86	17,287	2.49	17,659	0.26	1,684	13.80	86,394
現在の 税率	7.80	37,400	2.00	10,400	1.60	12,300	—	—	11.40	60,100
差	0.39	12,364	0.86	6,887	0.89	5,359	0.26	1,684	2.40	26,294

- 令和8年度からは子ども・子育て支援金制度が創設
※秋の試算では、子ども・子育て支援金分の納付金は、17,016,696円の算定となった。標準保険税率は、所得割0.26%、均等割1,554円、18歳以上均等割130円となった。
- 令和8年1月の本算定結果で多少の増減がある。本算定結果を実際の税率にするか協議していただく。

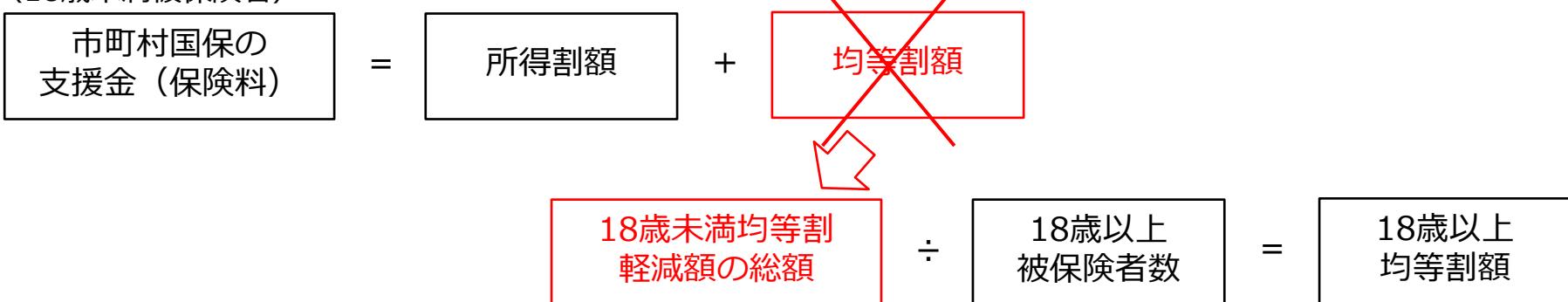
国民健康保険における18歳未満のこどもに係る支援金の軽減措置

- ・国民健康保険における支援納付金については、少子化対策に係るものであることを鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、「18歳未満のこども※を除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分することとしている。

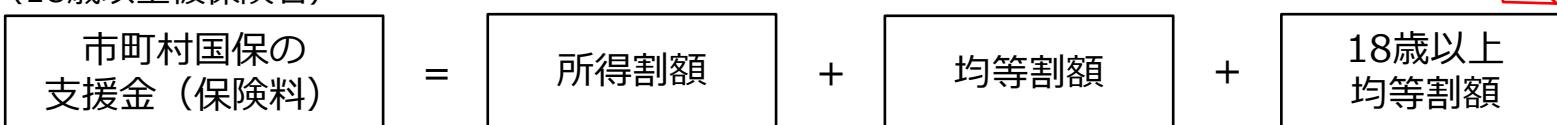
※18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）

（参考）18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み（イメージ図）

（18歳未満被保険者）



（18歳以上被保険者）



松伏町現行保険税率と標準保険税率による税額の比較

所得			0円				100万円				200万円				300万円			
世帯 人数	うち 介護 被保	うち 未就 学児	軽減	現行	標準税率	差額	軽減	現行	標準税率	差額	軽減	現行	標準税率	差額	軽減	現行	標準税率	差額
1人	0人	0人	7割	14,300円	20,500円	6,200円		103,600円	132,900円	29,300円		201,600円	246,000円	44,400円		299,600円	359,100円	59,500円
1人	1人	0人	7割	17,900円	25,700円	7,800円		125,000円	164,700円	39,700円		239,000円	302,700円	63,700円		353,000円	440,700円	87,700円
2人	0人	0人	7割	28,600円	41,100円	12,500円	5割	103,600円	132,900円	29,300円		249,400円	314,800円	65,400円		347,400円	427,900円	80,500円
2人	2人	0人	7割	35,900円	51,600円	15,700円	5割	125,000円	164,700円	39,700円		299,100円	389,200円	90,100円		413,100円	527,200円	114,100円
4人	2人	0人	7割	64,500円	91,900円	27,400円	5割	172,800円	231,800円	59,000円	2割	351,500円	462,200円	110,700円		508,700円	661,300円	152,600円
4人	2人	2人	7割	50,200円	71,700円	21,500円	5割	148,900円	198,300円	49,400円	2割	313,300円	408,200円	94,900円		460,900円	594,200円	133,300円

世帯主及び国保加入者の所得額の合計が一定基準以下の場合、均等割の金額が軽減されます。

軽減割合	世帯主及び加入者の所得額の合計
7割軽減	43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円以下の場合
5割軽減	43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円+ (30.5万円×加入者数) 以下の場合
2割軽減	43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円+ (56万円×加入者数) 以下の場合

また、未就学児に係る均等割について、未就学児1人当たり5割を軽減しています。

令和9年度市町村標準保険税率推計

- 本推計は、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に掲載されている「財政の見通し」や令和6年度納付金算定結果を基に、県から示された推計例により計算したものです。実際の令和9年度の標準保険税率の算定結果を保証するものではありません。

※令和6年度第2回国保運営協議会時（R6.8.20）の推計データを使用

	医療分		支援分		介護分		計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
R9推計	8.75	49,770	3.21	17,783	2.98	19,612	14.94	87,165
現在の 税率	7.80	37,400	2.00	10,400	1.60	12,300	11.40	60,100
差	0.95	12,370	1.21	7,383	1.38	7,312	3.54	27,065

- 令和8年度からは子ども・子育て支援金制度が更に追加。
- 今後の被保険者数、医療費、納付金及び収納率等の影響による増減がある。

2 令和8年度税率改定（案）

パターン1

医療分・支援金分・介護分は据え置き、令和8年度子ども子育て支援金分のみ税率改定する

令和8年度市町村標準保険税率（秋の試算）で積算。

	医療分		支援分		介護分		こども分		計	
	所得割 (%)	均等割 (円)								
R8標準	8.19	49,764	2.86	17,287	2.49	17,659	0.26	1,684	13.80	86,394
現在の 税率	7.80	37,400	2.00	10,400	1.60	12,300	—	—	11.40	60,100
税率 (案)	7.80	37,400	2.00	10,400	1.60	12,300	0.26	1,684	11.66	61,784
上げ幅	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.26	1,684	0.26	1,684

- ・医療分、支援分、介護分の引き上げを行わないため、令和8年度の保険者負担の抑制はできるが、令和9年度の準統一で急激な負担の増加となる。
- ・子ども分については、18歳未満のこどもを除いた18歳以上被保険者で均等割額を負担する仕組みとなっているため、標準保険税率の額をそのまま積算した。

パターン1 の財政推計

- 令和9年度の準統一では、保険税率の上昇により被保険者は急激な負担増となる。
- 納付金が増加することで、基金の取り崩し額の増加。
- 令和8年度末で約2千万円まで基金は減少する見込み。
- 基金は大幅に減少するが令和8年度の財政運営は可能。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7見込	R8見込
被保険者数	6,887	6,835	6,667	6,250	5,913	5,535	5,300	5,000
保険税	7.1億円	6.9	6.7	6.4	6.1	5.6	5.7	5.8
県支出金	21.8億円	22.2	22.7	22.6	22.0	20.8	22.0	22.7
その他	4.2億円	3.9	5.0	4.9	4.1	3.7	3.2	3.2
歳入計	33.1億円	33.0	34.4	33.9	32.2	30.1	30.9	31.7
納付金	9.0億円	8.2	8.5	8.7	8.4	8.1	7.9	8.2
保険給付費	21.4億円	21.6	22.1	22.0	21.4	20.1	21.5	22.5
その他	1.7億円	1.5	2.3	1.9	1.6	1.1	1.3	1.0
歳出計	32.1億円	31.3	32.9	32.6	31.4	29.3	30.5	31.7
基金残高	2.2億円	2.2	2.3	2.3	2.2	1.5	1.0	0.2

※積算には、R7本算定時のデータを使用

パターン1 税額の比較

所得			0円				100万円				200万円				300万円			
世帯 人数	うち 介護 被保	うち 未就 学児	軽減	現行	子ども分	差額	軽減	現行	子ども分	差額	軽減	現行	子ども分	差額	軽減	現行	子ども分	差額
1人	0人	0人	7割	14,300円	14,800円	500円		103,600円	106,600円	3,000円		201,600円	207,200円	5,600円		299,600円	307,800円	8,200円
1人	1人	0人	7割	17,900円	18,400円	500円		125,000円	128,000円	3,000円		239,000円	244,600円	5,600円		353,000円	361,200円	8,200円
2人	0人	0人	7割	28,600円	29,600円	1,000円	5割	103,600円	106,600円	3,000円		249,400円	256,700円	7,300円		347,400円	357,300円	9,900円
2人	2人	0人	7割	35,900円	36,900円	1,000円	5割	125,000円	128,000円	3,000円		299,100円	306,400円	7,300円		413,100円	423,000円	9,900円
4人	2人	0人	7割	64,500円	65,500円	1,000円	5割	172,800円	175,800円	3,000円	2割	351,500円	358,100円	6,600円		508,700円	518,600円	9,900円
4人	2人	2人	7割	50,200円	51,200円	1,000円	5割	148,900円	151,900円	3,000円	2割	313,300円	319,900円	6,600円		460,900円	470,800円	9,900円

世帯主及び国保加入者の所得額の合計が一定基準以下の場合、均等割の金額が軽減されます。

軽減割合	世帯主及び加入者の所得額の合計
7割軽減	43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円以下の場合
5割軽減	43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円+ (30.5万円×加入者数) 以下の場合
2割軽減	43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円+ (56万円×加入者数) 以下の場合

また、未就学児に係る均等割について、未就学児1人当たり5割を軽減しています。

パターン2

令和8年度標準保険税率の医療分・支援金分・介護分の均等割
差額分の約半分と子ども子育て支援金分を税率改定する

令和8年度市町村標準保険税率（秋の試算）で積算。

	医療分		支援分		介護分		こども分		計	
	所得割 (%)	均等割 (円)								
R8標準	8.19	49,764	2.86	17,287	2.49	17,659	0.26	1,684	13.80	86,394
現在の 税率	7.80	37,400	2.00	10,400	1.60	12,300	—	—	11.40	60,100
税率 (案)	7.80	42,300	2.00	14,700	1.60	15,000	0.26	1,684	11.66	73,684
上げ幅	0.00	4,900	0.00	4,300	0.00	2,700	0.26	1,684	0.26	13,584

- ・段階的に引き上げることで、令和9年度の準統一で急激な増加を抑制する。
- ・基金残高の増加が見込める。
- ・均等割をこども分を含めて13,584円引き上げるため、被保険者の負担増となる。

パターン2 の財政推計

- ・均等割額を標準保険税率の半分まで引き上げるため、保険税収入は増加する。
- ・納付金は増加するが保険税も増加するため、基金の取り崩し額は抑えられる。
- ・基金残高は、令和8年度末で約7千万円になる見込み。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7見込	R8見込
被保険者数	6,887	6,835	6,667	6,250	5,913	5,535	5,300	5,000
保険税	7.1億円	6.9	6.7	6.4	6.1	5.6	5.7	6.1
県支出金	21.8億円	22.2	22.7	22.6	22.0	20.8	22.0	22.7
その他	4.2億円	3.9	5.0	4.9	4.1	3.7	3.2	2.9
歳入計	33.1億円	33.0	34.4	33.9	32.2	30.1	30.9	31.7
納付金	9.0億円	8.2	8.5	8.7	8.4	8.1	7.9	8.2
保険給付費	21.4億円	21.6	22.1	22.0	21.4	20.1	21.5	22.5
その他	1.7億円	1.5	2.3	1.9	1.6	1.1	1.3	1.0
歳出計	32.1億円	31.3	32.9	32.6	31.4	29.3	30.5	31.7
基金残高	2.2億円	2.2	2.3	2.3	2.2	1.5	1.0	0.7

※積算には、R7本算定時のデータを使用

パターン2 税額の比較

所得			0円				100万円				200万円				300万円			
世帯 人数	うち 介護 被保	うち 未就 学児	軽減	現行	標準半分	差額	軽減	現行	標準半分	差額	軽減	現行	標準半分	差額	軽減	現行	標準半分	差額
1人	0人	0人	7割	14,300円	17,500円	3,200円		103,600円	115,800円	12,200円		201,600円	216,400円	14,800円		299,600円	317,000円	17,400円
1人	1人	0人	7割	17,900円	22,000円	4,100円		125,000円	139,900円	14,900円		239,000円	256,500円	17,500円		353,000円	373,100円	20,100円
2人	0人	0人	7割	28,600円	35,100円	6,500円	5割	103,600円	115,800円	12,200円		249,400円	275,100円	25,700円		347,400円	375,700円	28,300円
2人	2人	0人	7割	35,900円	44,100円	8,200円	5割	125,000円	139,900円	14,900円		299,100円	330,200円	31,100円		413,100円	446,800円	33,700円
4人	2人	0人	7割	64,500円	78,300円	13,800円	5割	172,800円	196,900円	24,100円	2割	351,500円	391,900円	40,400円		508,700円	560,800円	52,100円
4人	2人	2人	7割	50,200円	61,200円	11,000円	5割	148,900円	168,400円	19,500円	2割	313,300円	346,200円	32,900円		460,900円	503,800円	42,900円

世帯主及び国保加入者の所得額の合計が一定基準以下の場合、均等割の金額が軽減されます。

軽減割合	世帯主及び加入者の所得額の合計
7割軽減	43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円以下の場合
5割軽減	43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円+ (30.5万円×加入者数) 以下の場合
2割軽減	43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円+ (56万円×加入者数) 以下の場合

また、未就学児に係る均等割について、未就学児1人当たり5割を軽減しています。

パターン3

医療分・支援金分・介護分・子ども子育て支援金分を令和8年度標準保険税率に税率改定する

令和8年度市町村標準保険税率（秋の試算）で積算。

	医療分		支援分		介護分		子ども分		計	
	所得割 (%)	均等割 (円)								
R8標準	8.19	49,764	2.86	17,287	2.49	17,659	0.26	1,684	13.80	86,394
現在の 税率	7.80	37,400	2.00	10,400	1.60	12,300	—	—	11.40	60,100
税率 (案)	8.19	49,764	2.86	17,287	2.49	17,659	0.26	1,684	13.80	86,394
上げ幅	0.39	12,364	0.86	6,887	0.89	5,359	0.26	1,684	2.40	26,294

- ・令和9年度の準統一では、標準保険税率の差分の改定となる。
- ・基金残高の大幅な増加が見込める。
- ・所得割及び均等割を標準保険税率まで引き上げるため、被保険者の急激な負担増となる。

パターン3 の財政推計

- 標準保険税率まで引き上げるため、保険税は大幅に増となる。
- 納付金は増加するが保険税も大幅に増加するため、基金を取り崩すことなく財政運営が可能。
- 基金残高は、令和8年度末で約1億8千万円になる見込み。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7見込	R8見込
被保険者数	6,887	6,835	6,667	6,250	5,913	5,535	5,300	5,000
保険税	7.1億円	6.9	6.7	6.4	6.1	5.6	5.7	6.9
県支出金	21.8億円	22.2	22.7	22.6	22.0	20.8	22.0	22.7
その他	4.2億円	3.9	5.0	4.9	4.1	3.7	3.2	2.9
歳入計	33.1億円	33.0	34.4	33.9	32.2	30.1	30.9	32.5
納付金	9.0億円	8.2	8.5	8.7	8.4	8.1	7.9	8.2
保険給付費	21.4億円	21.6	22.1	22.0	21.4	20.1	21.5	22.5
その他	1.7億円	1.5	2.3	1.9	1.6	1.1	1.3	1.0
歳出計	32.1億円	31.3	32.9	32.6	31.4	29.3	30.5	31.7
基金残高	2.2億円	2.2	2.3	2.3	2.2	1.5	1.0	1.8

※積算には、R7本算定時のデータを使用

パターン3 税額の比較

所得			0円				100万円				200万円				300万円			
世帯 人数	うち 介護 被保	うち 未就 学児	軽減	現行	標準税率	差額	軽減	現行	標準税率	差額	軽減	現行	標準税率	差額	軽減	現行	標準税率	差額
1人	0人	0人	7割	14,300円	20,500円	6,200円		103,600円	132,900円	29,300円		201,600円	246,000円	44,400円		299,600円	359,100円	59,500円
1人	1人	0人	7割	17,900円	25,700円	7,800円		125,000円	164,700円	39,700円		239,000円	302,700円	63,700円		353,000円	440,700円	87,700円
2人	0人	0人	7割	28,600円	41,100円	12,500円	5割	103,600円	132,900円	29,300円		249,400円	314,800円	65,400円		347,400円	427,900円	80,500円
2人	2人	0人	7割	35,900円	51,600円	15,700円	5割	125,000円	164,700円	39,700円		299,100円	389,200円	90,100円		413,100円	527,200円	114,100円
4人	2人	0人	7割	64,500円	91,900円	27,400円	5割	172,800円	231,800円	59,000円	2割	351,500円	462,200円	110,700円		508,700円	661,300円	152,600円
4人	2人	2人	7割	50,200円	71,700円	21,500円	5割	148,900円	198,300円	49,400円	2割	313,300円	408,200円	94,900円		460,900円	594,200円	133,300円

世帯主及び国保加入者の所得額の合計が一定基準以下の場合、均等割の金額が軽減されます。

軽減割合	世帯主及び加入者の所得額の合計
7割軽減	43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円以下の場合
5割軽減	43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円+ (30.5万円×加入者数) 以下の場合
2割軽減	43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円+ (56万円×加入者数) 以下の場合

また、未就学児に係る均等割について、未就学児1人当たり5割を軽減しています。